

平成22年3月31日  
号外第2号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

- 議会訓令
- 秋田県議会公印取扱規程の一部を改正する訓令（1・議事事務局総務課）…………… 1
- 教育委員会規則**
- 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（7・教育庁総務課）…………… 1
- 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（8・教育庁総務課）…………… 2
- 市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（9・教育庁総務課）…………… 3
- 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（10・教育庁総務課）…………… 4
- 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（11・高校教育課）…………… 5

## 議 会 訓 令

### 秋田県議会訓令第一号

事務局一般

秋田県議会公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十二年三月三十一日

秋田県議会議長 富 樫 博 之

秋田県議会公印取扱規程の一部を改正する訓令  
秋田県議会公印取扱規程（平成十四年秋田県議会訓令第二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一号の表学術教育公安委員長印の項を次のように改める。

教育公安委員長印	篆書	教 公 安 委 員 長 印	一八三リメートル平方
----------	----	---------------------------------	------------

### 附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

## 教 育 委 員 会 規 則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

### 秋田県教育委員会規則第七号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十六号中「私立大学及び私立高等専門学校を除き、同法附則第二条及び附則第六条の規定により設置された私立幼稚園等を含む」を「私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限る」に改め、同項中第三十号を第三十一号とし、第二十七号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 私立の幼稚園に係る私立学校運営費補助金（一般補助に限る。）に関すること。

第五条に次の一号を加える。

十二 私立の幼稚園に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第九条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号から第十一号までを削る。

第十二条第五項第四号を削る。

第十五条第三項の表中

政 策 監	課
総合調整主幹	総務課

を

政 策 監	総務課
総合調整主幹	

に改め、第十七号を

削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条の表中

秋田県埋蔵文化財センター
秋田県スポーツ科学センター

を

秋田県埋蔵文化財センター
--------------

に改める。

第二十七条の二を削る。

第二十九条第一項中「埋蔵文化財センター及びスポーツ科学センター」を「及び埋蔵文化財センター」に改める。

第三十条第一項の表中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項の表第一号中「農業科学館」を削り、同表第二号中「青少年交流センター」、「少年自然の家」及び「スポーツ科学センター」を削り、同表中第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号を削り、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同表第九号中「生涯学習センター」を「青少年交流センター」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第八号中「スポーツ科学センター」を削り、同号を同表第十号とし、同表中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六	主任図書専門員	図 書 館	高度かつ専門的な知識を必要とする図書に関する特定の重要事項の企画、調査等に関する事務をつかさどる。
七	主任文化財専門員	埋蔵文化財センター	高度かつ専門的な知識を必要とする文化財に関する特定の重要事項の企画、調査等に関する事務をつかさどる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(秋田県教育委員会表彰規則の一部改正)

2 秋田県教育委員会表彰規則(昭和二十八年秋田県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び社会体育」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第八号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則(昭和三十八年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

- 「第十二章 スポーツ科学センター(第四十九条―第五十三條)
- 第十三章 体育館(第五十四条―第五十五条の六)
- 第十四章 削除
- 第十五章 スケート場(第五十九条―第六十二條の四)
- 第十六章 野球場(第六十三條―第六十四條の六)
- 第十七章 運動広場(第六十五條―第六十六條の六)
- 第十八章 総合プール(第六十七條―第七十條の四)
- 第十九章 総合射撃場(第七十一條―第七十三條の六)
- 第二十章 スポーツセンター(第七十四條―第七十六條の六)
- 第二十一章 武道館(第七十七條―第八十四條)

目次中「第二十四条」を「第二十三條の二」に改め、

の二)

を削る。

七)

」

第六章中第二十四条の前に次の一条を加える。

(開所期間等)

**第二十三条の二** 秋田県立少年自然の家(以下この章において「少年自然の家」という。)の開所期間は、秋田県立大館少年自然の家及び秋田県立保呂羽山少年自然の家(以下「秋田県立大館少年自然の家等」という。)にあつては三月一日から十月三十一日までとし、秋田県立岩城少年自然の家にあつては通年とする。

**2** 教育長は、必要があると認めるときは、前項に定める開所期間を変更し、又は当該期間以外の期間であつても少年自然の家を使用させることができる。

第二十四条第一項中「秋田県立少年自然の家(以下この章において「」及び「」という。)」を削り、「次に掲げる」を「秋田県立大館少年自然の家等にあつては月曜日とし、秋田県立岩城少年自然の家にあつては月曜日、一月一日から同月三日までの日及び十二月二十九日から同月三十一日までの」に改め、同項各号を削る。

第十二章から第二十一章までを削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

#### 秋田県教育委員会規則第九号

市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正)

**第一条** 市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六十五条に次の一項を加える。

**2** 職員が勤務時間条例第八条の四第一項の規定による県立学校職員の時間外勤務代休時間の指定の例により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間条例第八条の四第一項の規定による県立学校職員の時間外勤務代休時間の指定の例により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

第七十四条の三第二項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、「当該四時間」の下に「の勤務時間」を加え、同条第三項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

別表第十の六第一号の表中「70,100円」を「61,400円」に、「61,400円」を「52,600円」に、「52,600円」を「43,800円」に、「52,500円」を「43,700円」に、「43,700円」を「35,000円」に改め、別表第十の六第二号の表中「72,800円」を「63,700円」に、「63,700円」を「54,600円」に、「54,600円」を「45,500円」に、「52,900円」を「44,100円」に、「44,100円」を「35,300円」に改め、別表第十の六第三号の表中「41,600円」を「33,200円」に、「39,700円」を「31,700円」に、「37,000円」を「29,600円」に改める。

別表第十三の一級地(平成八年一月一日指定)草木小学校の項及び一級地(平成八年一月一日指定)雪沢小学校の項、一級地(平成十四年一月一日指定)の項並びに二級地(平成八年一月一日指定)の項を削る。

別表第十三の三昭和四十七年五月一日指定の項及び平成八年一月一日指定の項を削り、同表平成十四年一月一日指定大沢郷小学校の項から平成十四年一月一日指定大内中学校の項までを削り、同表平成十四年一月一日指定東由利中学校の項中「々」を「由利本荘市」に改め、同表平成十四年一月一日指定鳥海中学校の項から平成十四年一月一日指定上小阿仁村学校給食センターの項までを削り、同表平成十六年四月一日指定の項を次のように改める。

平成二十二年四月一日指定	十和田小学校山根分校	鹿角市
	高松小学校	湯沢市
	中山小学校	〃

別表第十三の三平成十八年四月一日指定の項及び平成十九年四月一日指定の項を削る。

別表第十三の五昭和四十七年五月一日指定の項、平成二年一月一日指定の項並びに平成十四年一月一日指定函外西小学校の項及び平成十四年一月一日指定中山小学校の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十二年四月一日指定	草木小学校	鹿角市
	常盤小学校	能代市
	大沢郷小学校	大仙市
	上小阿仁小学校	北秋田郡上小阿仁村
	常盤中学校	能代市
	鳥海中学校	由利本荘市
	西仙北西中学校	大仙市
	須川中学校	湯沢市
	上小阿仁中学校	北秋田郡上小阿仁村
	東成瀬中学校	雄勝郡東成瀬村
	上小阿仁村学校給食センター	北秋田郡上小阿仁村
	東成瀬村小中学校給食共同調理場	雄勝郡東成瀬村

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第二条** 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号及び第二号中「の額」の下に「から、同日にその者が受けていた給料月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額」を加え、同項第三号及び第四号中「額」の下に「から、同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる給料月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額」を加え、同項第五号中「額」の下に「から、同日にその者が受けていた給料月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額」を加え、同項第六号中「額」の下に「から、同日に当該異動をしたものとした場合にその者が受けることとなる給料月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

#### 秋田県教育委員会規則第十号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正す

る。

第十三条第三項を次のように改める。

3 条例第十六条第三項第一号に規定する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）は、次の各号に掲げる特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる特別急行列車等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる特別急行列車等 当該回数乗車券等の通勤一回分の特別料金等の額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、支給単位期間における特別急行列車等を利用した通勤回数を乗じて得た額

第十三条に次の一項を加える。

4 第二項の規定により準用される第七条ただし書に該当する場合の特別料金等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの特別急行列車等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第十五条を次のように改める。

（権衡職員等の範囲）

第十五条 条例第十六条第四項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認めるもの

二 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者以外の者（次条の規定の適用を受ける者を除く。）のうち、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認めるもの

第十六条の二第一項中「通勤手当は、支給単位期間（第三項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の」を「条例第十六条第五項の規則で定める日は、」に、「に支給する。」を「とする。」に、「支給日後に支給する」を「支給日後の日とする」に改める。

第十六条の二第二項中「支給単位期間等」を「支給単位期間（次項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）」に改め、同条第三項第三号中「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」を「一箇月当たりの特別料金等相当額」に改める。

第十七条の二第三項第一号中「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」を「一箇月当たりの特別料金等相当額」に、「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」を「一箇月当たりの特別料金等相当額等」に改め、「の二分の一」を削り、「払戻金二分の一相当額」を「払戻金相当額」に改め、同項第二号中「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」を「一箇月当たりの特別料金等相当額等」に改め、同号(一)及び(二)中「払戻金二分の一相当額」を「払戻金相当額」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

#### 秋田県教育委員会規則第十一号

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校管理規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号中「代休日」を「時間外勤務及び休日勤務の命令、第二十六条の三の規定による時間外勤務代休時間」に、「時間外勤務及び休日勤務の命令」を「休日の代休日の指定」に改める。

第二十六条中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第二十七条を削り、第二十六条の二を第二十七条とし、第二十六条の次に次の二条を加える。

（時間外勤務及び休日勤務）

第二十六条の二 職員の時間外勤務及び休日勤務は、時間外勤務・休日勤務命令（実績）簿（様式第十一号）によって、校長が命ずる。

（時間外勤務代休時間の指定）

第二十六条の三 勤務時間条例第八条の四第一項の規定による時間外勤務代休時間の指定は、校長が行うものとする。

第三十二条第一号中「第九条」を「第八条の四」に、「休日」を「時間外勤務代休時間、休日」に改める。  
様式第十一号中「第27条関係」を「第26条の2関係」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号